流域対策と一体に整備

直轄:総合治水対策特定河川改修事業

補助:総合治水対策特定河川事業

1 事業概要

都市化の進展と流域の開発に伴う河川の治水安全度の低下が著しい河川、従来から浸水被害が著しい既成市街地が大部分を占める河川について、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び災害の発生の恐れがある地域での土地利用の誘導等の措置と併せて、河川改修事業を重点的に実施します。

2 負担率・補助率

直轄 総行

総合治水対策特定河川改修事業

- 一級河川 2/3(大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)
- 二級河川 8.5/10(指定河川 北海道)

総合治水対策特定河川事業

- 一級河川 1/2(大規模5.5/10、北海道2/3)
- 二級河川 1/2

3 事 例

鶴見川多目的遊水地(神奈川県横浜市)





寝屋川南部地下河川(大阪府大阪市)



